

民間主導の成長マネー供給の実現に向けて

平成27年6月16日
自由民主党政務調査会

1. 課題と現状認識

- ・ 本年1月9日の提言（「成長と安心のために必要な資金供給に関する当面の対応」）においても示したとおり、アベノミクスの成功を確かなものとし、その効果を地方に波及させていく上では、企業に対して資本性資金を中心とする成長マネーを適切に供給し、企業の潜在的な成長力を引き出していくことが不可欠。
- ・ 既に日本経済の再生に向け、大胆な金融政策（「第一の矢」）や公共事業を含む財政政策（「第二の矢」）を講じるとともに、「第三の矢」として各分野における総合的な成長戦略を推進してきており、雇用・所得環境や企業収益が改善するなど日本経済は着実に力を取り戻しつつある。
- ・ 一方、足元の民間設備投資は依然としてリーマン危機以前の水準にとどまるなど、企業の持続的な「稼ぐ力」向上に向けた資金の好循環はまだ実現していない。こうした中、成長マネーの供給を活性化していくことにアベノミクスの成否がかかっているといっても過言ではない。今回の検討は、アベノミクスにおけるいわば「金融版第三の矢」として成長マネーの供給を強かに押し進めるものである。
- ・ 従来の資金の流れを見ると、民間における資金供給の担い手は銀行セクターを通じた間接金融が中心であり、成長マネー供給の担い手・市場が十分成熟していない。
- ・ こうした中において、制度面での改革・整備は、クラウドファンディングや地域活性化ファンド、プロ向けファンドなど、近年大きく進展。また、多様な資金供給主体も育ちつつある。

- ・ 今後は、リスク性資金のニーズの所在や資金の出し手の状況など、現状を正しく把握し、これらを全体として整理、体系化した上で、呼び水効果のある政策ツールを有効に活用しつつ、成長資金が切れ目なく円滑に供給されるという新たな流れを生み出すことが求められる。
- ・ 本提言では、成長マネー供給の全体像を示し、アベノミクスの「第三の矢」を金融面から後押ししていくための方策を打ち出した。今後は、ここに示された全体像に沿って、それぞれの対応の深掘りを行いつつ、政府系金融機関という「官」の立場で実行すべき施策を整理した1月の提言とあわせ、官民それぞれが役割を果たしていくことが「成長マネー供給の活性化」の実現のために不可欠である。
- ・ 目指すべき姿は、
 - － 資金の受け手（企業）にとって、その置かれた状況に応じて様々な資金調達手段に容易にアクセスでき、
 - － 資金の出し手（特に家計）も、眠っている資金を活用し、投資活動を通じて自らの資産形成と共に日本経済の成長に寄与するとの意欲を持てる環境を構築することである。こうした新たな流れを全国的に根付かせることを通じ、地方創生の実現にも繋げていく。
- ・ 特に、産業の活性化が喫緊の課題となっている地域の実情に照らせば、若者が「起業は自分たちもチャレンジでき、ハードルは決して高くない」と前向きになり、リスクを恐れず力強く一步を踏み出す「出る杭」が次々と出てくるような環境づくりが必要。

2. 成長マネー供給の全体像

- ・ 一般に、企業は、創業・起業の段階から、新興期・成長期、成長が伸び悩み経営改善や事業再生等を必要とする段階等、様々なライフステージ（発展段階）を経る。その中で、必要とされる資金の性格や、成長のために必要な処方箋の種類も異なる。

- ・したがって、企業がその置かれたライフステージ（発展段階）に応じ、適切な助言を受けつつ、性格の異なる様々な資金調達手段にアクセスできる環境を整えることが不可欠。特に、地方創生、科学技術イノベーションなど各政策分野において産学官金の連携が求められる中、地域金融機関が持つネットワークやコンサルティング機能といった強みと、芽生えつつある新たな資金供給手法との相乗効果の発揮に向け、両者の連携を推進する。
- ・また、ヘルスケアのような分野においては、事業の非営利性、特殊性から間接金融による資金調達だけでは制約があったところ、高齢化の進展を見据えて、市場を通じた資金調達により資金を効率的に活用しつつ社会的に意義のある活動を拡大できるようにするべき。
- ・インフラ投資についても、市場における民間資金の活用を通じ、地域のニーズと投資家とを結び付けることで効率的なインフラ整備を後押しすることができる。

(1) 企業のライフステージに応じた成長マネーの供給

① 創業・起業の初期段階

- ・研究開発後の起業や事業化初期段階においては、なお成長マネーの供給が不足しており、研究開発が資金調達の問題から事業化できないという「死の谷」が存在。最近では、IT関連業界等で若手起業家と投資家との「出会いの場」ができつつあるが、現状では分野的にも地理的にも限定的。
- ・成長マネー供給を全国的な流れとすべく、本年5月末に改正法が施行された投資型クラウドファンディングをはじめ、各種クラウドファンディングの活用を推進する。特に、クラウドファンディングの枠組み自体はいわば中立的なプラットフォームであり、これを「呼び水」としながら、地方公共団体との連携など政策的な後押しを行っていく。

- ・初期段階での資金仲介の主要となるベンチャーキャピタルが十分にその機能を発揮する上では、資金面のみならず、業務面におけるアドバイス等、経営・人材面を含めたハンズオン型支援の充実が重要。このため、従来の金融主体のベンチャーキャピタルに加え、技術力や新しいアイデアを有する事業会社が設立するベンチャーキャピタルの活用など、資金供給の担い手の多様化を図る。
- ・特に地方の若者にとって、起業が「より身近でハードルの低いもの」と認識されるよう、成長マネーの供給に向けた地域ネットワークの確立など、サポート体制の充実に取り組む。

② 新興期・成長期

- ・成長段階に入った企業には、新規株式公開（IPO）やプライベートエクイティなど、事業立上げ段階とは規模の異なる資金調達手法が求められる。株主・投資者の信頼確保により証券市場が健全に機能していくことが必要不可欠。
- ・取引所に上場していない企業の株式取引については、「株主コミュニティ制度」の積極的活用を促す。

③ 経営改善や事業再生等を必要とする段階

- ・事業が成熟した企業が新たな成長の途を切り開いていくためには、早期の課題の認識・抽出が必要であり、常日頃からの金融機関と企業との緊密なコミュニケーションが重要。現在、地域経済活性化支援機構（REVIC）等により進められている地域経済・産業の成長や新陳代謝の促進に向けた政策的な取り組みを一層加速し、REVICと地域金融機関との緊密な連携の下、地域産業に対し、人材面や経営ノウハウを含む多面的なサポート体制を構築する。
- ・監督官庁は、金融機関が取引先企業の事業内容を的確に把握し、地域活性化ファンドや事業再生ファンドの活用等によりコンサルティング機能を発揮するよう、適切なモニタリングを通じた状況把握、金融機関との対話が求められる。

(2) インフラ整備やヘルスケア施設等に係る資金調達

- ・ 厳しい財務状況や高齢化の進展を踏まえると、インフラ、ヘルスケア等といった分野への民間資金の活用には大きなニーズが見込まれる。また、裾野の広さや市場規模から、このような分野の市場の発達が我が国の経済成長に与える影響も大きい。加えて、これらの施設整備への資金供給が、運営の効率化、ひいてはサービス水準の向上につながるなどの指摘もある。
- ・ こうした中、これらの分野に向けた資金循環の活性化のため、品質規制や経済規制といった国の役割にも十分留意しつつ、上場インフラファンド市場に係る諸制度の整備やヘルスケアリートの上場推進、普及・啓発等に積極的に取り組むことが求められる。

(3) 資金供給の担い手側への働きかけ

- ・ 約1,700兆円にも及ぶ家計金融資産への働きかけ（NISAの普及・充実）、年金基金を始めとする機関投資家による資本性資金供給の促進及びその前提となる資産運用の高度化、地域金融機関が出資する地域活性化ファンド、事業再生ファンド等の有効活用を更に推進することが必要。

以上